

米国倒産手続① - オートマティックステイの効果と留意点

2025年8月5日

弁護士 [辻田 俊幸](#)

第1 はじめに

取引先の米国企業がチャプター11手続に入った場合、債権者である日本企業として留意すべきことは様々ありますが、本稿では、その中でも特に留意すべき米国倒産法上のオートマティックステイ (Automatic Stay、自動停止)について採り上げます。オートマティックステイは、倒産手続の申立てによって自動的に直ちに効果が生じ、債権回収行為が原則として全て禁止されるため、債権者の債権保全・回収に大きな影響を及ぼします。

本稿では、米国倒産法におけるオートマティックステイの効果と実務上の留意点について解説します。

第2 オートマティックステイの内容

1 趣旨

オートマティックステイの趣旨は、債権者からの取立て等を制限し、倒産手続に入った債務者にいわば“息継ぎ”の時間を与えて再建の機会をもたらす点などにあります。オートマティックステイの強力な効力の背景には、チャプター11の強い再建志向があるともいえます。

2 効力の発生時期

オートマティックステイの効力は、倒産手続の申立てによって自動的に発生します。すなわち、裁判所による判断や、債権者への送達・公告等は不要であり、債権者の認識とは無関係にオートマティックステイの効力は発生します。特に日本企業は、米国企業の倒産申立てを知るのにタイムラグがあり、知らないうちにオートマティックステイに違反してしまう可能性があるため、注意が必要です（違反してしまった場合にどうなるかは、後記4のとおりです。）。

3 適用範囲

(1) 禁止される行為の例

債権の取立て・回収、訴訟、強制執行、相殺、担保権の設定・実行等の債権回収行為が原則として全て禁止されます。日本の民事再生法においては同手続中も担保権（別除権）や相殺権の行使は原則可能であるのに対し、米国倒産法のオートマティックステイではこれらも禁止される点の特徴であり、日本の民事再生法との大きな違いです。このように、オートマティックステイの適用範囲は非常に広範です。

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

(2) 禁止されない行為の例

まず、倒産手続申立後に生じた債権については、オートマティックステイの効果は及びません

また、オートマティックステイの効力発生前（つまり倒産申立前）の相殺は、オートマティックステイを理由としては効力を否定されません。もっとも、倒産申立前90日以内の相殺については、債権者がそれにより利益を得た範囲で債務者・管財人による取戻し（recover）の対象となり得るので（553条（b）（1））、注意が必要です。

さらに、保証人や関連会社等の第三者に対する請求も、オートマティックステイの効果は及ばないのが原則です。しかし、例外的にかかる第三者に対する請求にもオートマティックステイの効果と及ぼす命令を発した裁判例もあるため、注意が必要です。

4 違反の効果

オートマティックステイに違反する行為は、法的に有効な効力を有しません。上記のとおり、オートマティックステイの効力は倒産手続の申立てによって当然に発生するため、債権者の主観にかかわらず、当該行為の効力は否定されます。また、債権者が故意に違反（willful violation）した場合、債務者に生じた実損害の賠償のほか、場合によっては懲罰的損害賠償、裁判所による法廷侮辱の制裁の対象になり得ます。

オートマティックステイへの違反を防止するには、例えば社内のある部署が債務者の米国倒産の事実を知った場合、社内の債権回収部署等の適切な部署に速やかに情報共有するなど、社内でのルール作りが重要です。また、うっかりと違反してしまった場合、故意の違反とみなされないために、これを放置するのではなく、積極的に債務者等と連携して違反の状態を解消（受領した金銭の返還等）することが実務的には望ましい対応です。

5 米国外での効力

オートマティックステイの効力は、米国倒産法の規定上特に場所的な制限がないため、米国内のみならず米国外（全世界）にも及ぶと考えられています。そのため、米国倒産法上は、米国外に所在する債務者の財産に対する個別的な権利行使も禁止されます。この点、米国外の各国にはそれぞれの主権と法制度があるため、外国の裁判所がオートマティックステイの効力や米国裁判所の命令を尊重するかは別問題であり、債務者や米国裁判所が、外国において債権者に対してオートマティックステイ違反の効果や責任を問えるかは別途の検討を要します。ただ、たとえオートマティックステイ違反が生じた場所が米国外であったとしても、そのことを理由として、少なくとも米国内において債権者が不利益を被るおそれはあるため、債権者としては慎重な対応が必要です。

6 留意点のまとめ

ここまで述べてきたオートマティックステイの留意点をまとめると以下のとおりです。

- ・効力は自動的に発生
- ・取立て行為自体がアウト（メールや電話による支払の督促もアウト）
- ・担保権の実行や相殺権の行使すら不可
- ・効力は全世界に及ぶ（ただし、実効性には制限あり）
- ・社内の情報共有が重要。うっかり違反の場合は、債務者等と連携して違反状態を解消すべき

第3 債権者が採り得る手段

1 救済・適切な保護

ここまで、オートマティックステイによる債権回収行為の制限について見てきましたが、以下では債権者がオートマティックステイから自己の権利を保護するために採り得る手段について解説します。

まず、利害関係人（主に担保権者が想定されます。）は、一定の場合に、オートマティックステイからの「救済」(Relief)を求めることができます（362条（d））。たとえば、悪意による申立てや利害関係人が債務者の財産上に有する利益への適切な保護の欠如等の「正当な理由」がある場合などには、利害関係人の申立てにより、裁判所はオートマティックステイからの救済を認めなければなりません。救済の内容は、オートマティックステイの解除、修正、条件の追加等です。

また、権利者が債務者の財産上に担保権等の利益を有する場合、オートマティックステイによる当該利益の価値減少分について、当該権利者に対して「適切な保護」(Adequate Protection)が与えられます。具体的には一括又は分割払い、追加・代替担保の提供、権利者が有する利益に明白に匹敵する価値のその他の救済等の保護が与えられます（361条）。

日本企業が米国倒産手続に入った債務者の財産に対して担保権等の利益を有するような場合はレアケースかもしれませんが、これに該当する場合には積極的にかかる救済・保護を活用すべきです。

2 無担保一般債権者でも活用可能な債権回収手段

さらに、貴社が、米国倒産手続に入った債務者の財産に対して担保権等を有していなくても（つまり、貴社が無担保の一般債権者であっても）、一定の方策により、貴社の債権回収額を最大化することが考えられます。無担保一般債権者が具体的にどのような方策を採り得るかについては、別稿の「[米国倒産手続② - 取引債権者が取り得る方策](#)」で詳しく解説させていただきます。

以上

本稿は法的助言を目的とするものではなく具体的案件については別途弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本稿記載の見解は執筆担当者の執筆当時の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。

大江橋法律事務所

OH-EBASHI